

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：令和2年12月1日（火）

議 題：宮崎県日向市の家きんにおける鳥インフルエンザ
の疑似患畜の発生について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

関係府省庁連絡会議（局長級）資料

農林水産省

令和2年12月1日

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置対応

令和2年12月1日 15時00分現在

事例数：11事例（防疫措置対象：15農場、約162万羽）				防疫対応状況（予定は最短の場合）			
発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	農林水産省 対策本部	措置完了日(0日目)		10日目	21日目
				防疫措置(殺処分、消毒等) 開始	完了		
① 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月5日	317,201羽 (採卵鶏)	11月5日	11月5日 11時15分	11月15日 16時30分	-	-
② 養鶏場 (香川県東かがわ市)	令和2年 11月8日	46,259羽 (採卵鶏)	11月8日	11月8日 11時30分	11月12日 14時00分	11月27日	11月28日 0時00分
③ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月11日	10,587羽 (肉用種鶏)	11月11日 (持ち回り)	11月11日 7時00分	11月21日 9時00分	-	-
④ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月13日	10,334羽 (肉用種鶏)	11月13日	11月13日 5時00分	11月17日 12時00分	-	-
⑤ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月15日	77,089羽 (採卵鶏)	11月15日 (持ち回り)	11月15日 5時00分	11月25日 14時00分	-	-
⑥ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月20日	153,850羽 (採卵鶏)	11月20日 (持ち回り)	11月20日 6時00分	(殺処分は 11月21日 に終了)	-	-
⑥' (関連)	-	117,394羽 (採卵鶏)		11月20日 10時30分	(殺処分は 11月21日 に終了)	-	-
⑥' (関連)	-	20,393羽 (採卵鶏)		11月21日 14時10分	(殺処分は 11月21日 に終了)	-	-
⑥' (関連)	-	57,103羽 (肉用鶏)	11月20日 (持ち回り)	11月21日 22時00分	(殺処分は 11月22日 に終了)	-	-
⑥' (関連)	-	17,140羽 (肉用鶏)		11月22日 12時10分	(殺処分は 11月22日 に終了)	-	-
⑦ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月20日	439,267羽 (採卵鶏)	11月21日 (持ち回り)	11月21日 7時30分	(殺処分は 11月24日 に終了)	-	-
⑧ 養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月21日	75,349羽 (採卵鶏)		11月21日 21時00分	(殺処分は 11月22日 に終了)	-	-

肉用種鶏：種鶏卵（肉用鶏の元となるヒナが孵る卵）を産出する鶏。

※1 疑似患畜と確定した日

※2 殺処分時の最終羽数（殺処分未了の場合は見込みの羽数）

令和2年12月1日 15時00分現在

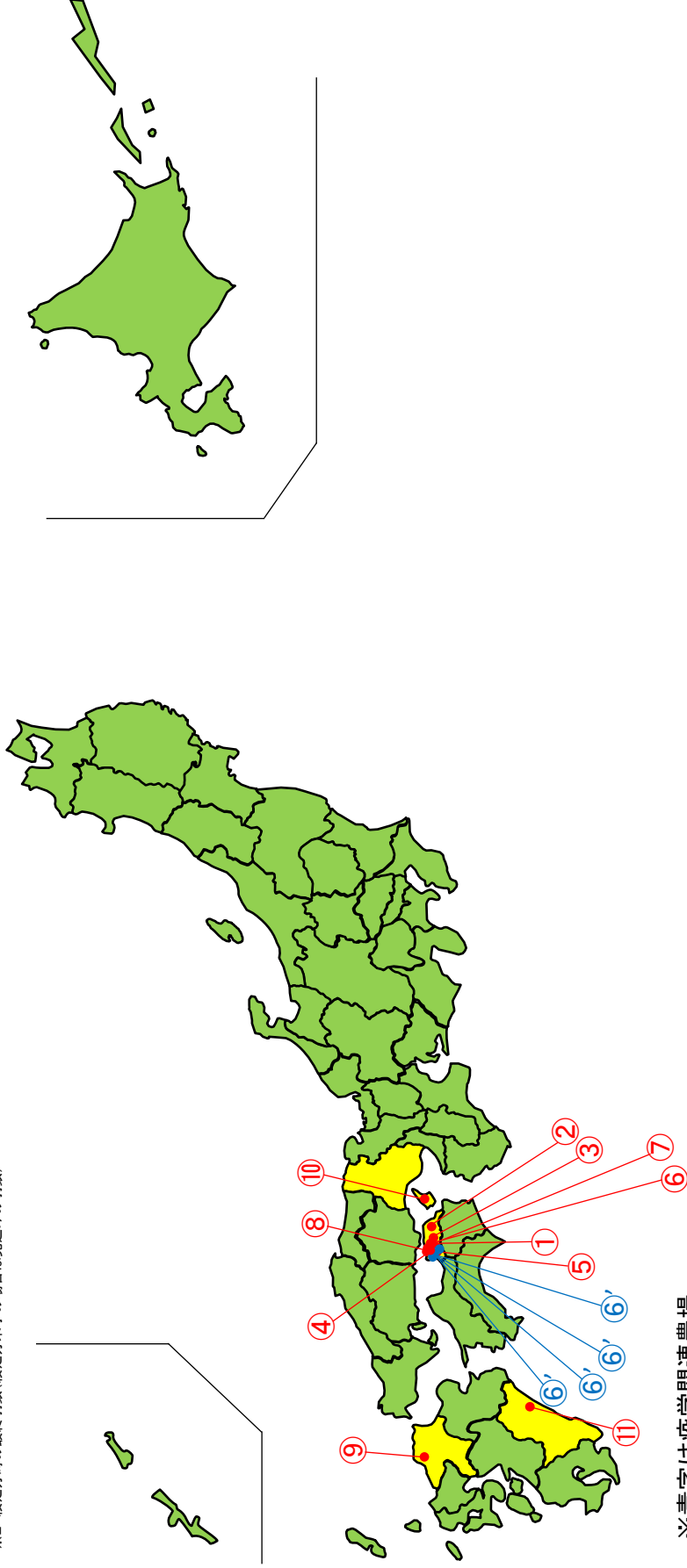
高病原性鳥インフルエンザの防疫措置対応

事例数：11事例（防疫措置対象：15農場、約162万羽）		発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	農林水産省 対策本部		防疫対応状況（予定は最短の場合）				
					開始	完了	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	措置完了日(0日目)	
										10日目	21日目
⑨	養鶏場 (福岡県宗像市)	令和2年 11月25日	91,945羽 (肉用鶏)	11月25日 (持ち回り・参集)	11月25日 5時30分	11月28日 5時45分	-	-	-	-	-
⑩	養鶏場 (兵庫県淡路市)	令和2年 11月25日	145,024羽 (採卵鶏)	11月25日 (持ち回り・参集)	11月25日 22時30分	殺処分は 11月28日 に終了	-	-	-	-	-
⑪	養鶏場 (宮崎県日向市)	令和2年 12月1日	約4万羽 (肉用鶏)	12月1日 (持ち回り)	12月1日 4時30分	-	-	-	-	-	-

肉用種鶏、種鶏卵(肉用鶏の元となるヒナが解る卵)を産出する鶏。

※1 疑似患者と確定した日

※2 殺処分時の最終羽数(殺処分未了の場合は見込みの羽数)



※青字は疫学関連農場

今後の対応方針（大臣指示）

12月1日の宮崎県日向市の高病原性鳥インフルエンザの発生は、宮崎県における今年度の初発事例である。防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 葉梨副大臣を宮崎県に派遣する等により、宮崎県と緊密な連携を図る。
- 5 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 7 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 「疫学調査チーム」を派遣。
- 9 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

2 消安第 3664 号
令和 2 年 11 月 19 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

今月に入り、香川県下の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が短期間で 5 例続発し、そのうち 4 例は移動制限区域という限られた地域において短期間で発生が確認されています。また、本年度は、既に北海道及び鹿児島県において、野鳥の糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているほか、欧州諸国をはじめ世界的にも発生が継続しており、渡り鳥が池、干潟等に飛来するこの時期は、全国的にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、全国いずれの地域においても発生リスクがあります。

このように、環境中にウイルスが存在している可能性が高い状況下では、関係者が一体となって地域で防疫対策を講ずることが発生予防及びまん延防止の観点から効果的と考えます。

このような状況を踏まえ、貴職におきましては、下記の対応により、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化及び徹底を図るよう関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理基準遵守等の徹底

(1) 車両の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両の入境をできる限り制限すること。
- ・衛生管理区域に出入りする車両については、入退場時の車両の消毒に加え、当該車両のフロアマット及び荷台の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 人の移動に係る防疫対策

- ・衛生管理区域に立ち入るときは、入退場時に手指消毒を行い、衛生管理区域内専用の手袋、衣服、長靴等を着用すること。
- ・原則、当日に他の畜産関係施設に立ち入った者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
- ・家きん舎の出入口において、手指消毒、手袋交換及び長靴交換を行うこと。

(3) 物の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両、人及び物の入境をできる限り制限すること。
- ・他の農場で飼養管理の際に使用した器具、機材、資材、筆記用具等は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、消毒すること。
- ・複数農場で共用する死亡家きん保管施設及び糞尿処理施設については、農場間の交差汚染を防止するための車両等の消毒を実施すること。

(4) 野生動物侵入防止対策

- ・家きん舎、堆肥舎等について、屋根や壁の隙間、防鳥ネットの破損等を確認し、問題があれば、段ボール等による応急的措置も含めて早急に野生動物の侵入防止を図ること。
- ・家きん舎に設置された人及び機材の出入口、鶏糞の排出口等の扉、シャッター等については、使用時以外は閉鎖すること。

(5) 飼養環境に関する対策

- ・衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

2. 地域協議会の開催による地域の防疫体制の構築

都道府県、市町村、生産者（生産者団体）、関連事業者等の関係者からなる地域協議会を開催し、発生予防対策等の周知や国内外における高病原性鳥インフルエンザに係る発生状況等の情報共有を行い、地域一体となった防疫体制を構築すること。

香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた
緊急提言

令和2年11月24日
家畜衛生部会
家きん疾病小委員会

- 1 過去の海外の事例では、限定されたエリアにおける短期間での続発について、多くの渡り鳥の飛来のほか、人、機材、車両等による農場間の伝播、長期間の防疫措置による環境中のウイルス量の増加等の様々な要因により、発生した可能性がある旨が報告されている。
- 2 今回の香川県での続発事例においても、これまでの疫学調査チームの現地調査により小型野生動物の侵入、人・物等の疫学関連による伝播の可能性が指摘されているほか、環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。
- 3 以上を踏まえれば、香川県における3～8例目は、1例目の発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内で発生しており、移動制限区域内ではウイルス量が増大していることを念頭に行動することが重要である。
- 4 具体的には、①農場における早期通報、②家きん舎壁の隙間を塞ぐ等の小型野生動物の侵入防止、③家きん舎ごとの手袋及び長靴の交換等の飼養衛生管理の徹底、④畜舎周りの消毒、⑤関連事業者も協力して行う資材・機材消毒並びに⑥地域における車両消毒、ため池周辺や発生農場周囲の主要道路等の消毒、野鳥対策等についての地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うことが必要である。
- 5 また、防疫措置についても、防疫指針に基づいて、焼埋却、消毒等の措置を迅速かつ確実に実行していくことが必要である。
- 6 一刻も早く防疫措置を完了し、続発を防ぐために、4及び5について国、県、市町村及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となった取組を実施することを提言する。
- 7 また、今後の疫学調査の中で、侵入及び感染拡大要因について情報収集・検証を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。
- 8 なお、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国的にも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要がある。

令和2年12月1日

家きんにおける こうびょうげんせい 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に係る環境省の対応について

環 境 省

宮崎県日向市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、宮崎県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 九州地方環境事務所に、宮崎県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 宮崎県と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急調査を実施する予定。
- 国内における家きんでの発生を受けた今シーズンの野鳥関係の対応状況は、表1のとおり。

(表 1) 国内における家きんでの発生を受けた野鳥関係の対応状況

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の 設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日～
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日～
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日～14日	11月11日～
4	11月13日	香川県三豊市	11月14日～16日	11月13日～
5	11月15日	香川県三豊市	－※	11月15日～
6	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
7	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
8	11月21日	香川県三豊市	－※	11月21日～
9	11月25日	福岡県宗像市	11月26日～28日	11月25日～
10	11月25日	兵庫県淡路市	12月1日～3日 (予定)	11月25日～
11	12月1日	宮崎県日向市	調整中	12月1日～

※ 国内5例目から8例目の発生場所は、既指定の野鳥監視重点区域と範囲が重なっており、継続して野鳥の監視を強化している。

<野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンの発生状況を踏まえ、糞便調査については、渡り鳥の飛来時期や飛来状況等も踏まえ、より適切な時期に実施するとともに、実施回数や実施箇所数を増やすことで、さらにサーベイランスを強化するよう都道府県に対して11月12日付けで依頼。
- 今シーズンは現時点で、北海道及び鹿児島県、新潟県で計7例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が確認されている（表2）。
- 国内の複数箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥の監視を強化中。
- 野鳥糞便、環境試料（水）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では緊急調査等を実施し、野鳥の監視を強化。
- 国内の野鳥における今シーズンの発生状況は、表2のとおり。

(表2) 国内の野鳥における発生状況

	確認日	場所	野鳥監視重点区域の 設定日	検体 (回収日)
1	10月30日	北海道紋別市	10月30日~11月23日	野鳥糞便 (10/24) ※1
2	11月13日	鹿児島県出水市	11月13日~	環境試料 (水) (11/9) ※2
3	11月17日	鹿児島県出水市	11月17日~	野鳥糞便 (11/5) ※3
4	11月20日	鹿児島県出水市	11月13日~	環境試料 (水) (11/16) ※2
5	11月25日	新潟県阿賀野市	11月25日~	環境試料 (水) (11/16) ※4
6	11月27日	鹿児島県出水市	11月13日~	環境試料 (水) (11/23) ※2
7	11月30日	新潟県阿賀野市	11月25日~	野鳥糞便 (11/16) ※3

※1 北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

※2 鹿児島大学で実施した検査のために採取されたもの

※3 環境省で実施した野鳥の糞便調査で採取されたもの

※4 環境省で実施した水検体の調査で採取されたもの

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、
今後変更される可能性があります。

兵庫県淡路市における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

令和2年12月1日
防衛省

概要	○ 11月25日(水)、兵庫県淡路(あわじ)市に所在する養鶏場1ヵ所(約14.6万羽)において鳥インフルエンザ発生の疑いが発生し、検査の結果、鳥インフルエンザ陽性が確定。
	○ 26日(木)0430、兵庫県知事から陸上自衛隊第3特科隊長(姫路駐屯地)に対し、鳥の殺処分等に係る災害派遣要請。
	○ 同日0800より、第3特科隊(姫路)を基幹とする対処部隊が殺処分等を実施。
	○ 28日(土)1300、鶏の殺処分等が完了したため、兵庫県知事から陸上自衛隊第3特科隊長(姫路駐屯地)に対して災害派遣撤収要請があり、全ての活動を終了。
活動部隊	○ 陸上自衛隊第3特科隊(姫路)等
活動態勢	○ 約350名態勢(第3特科隊を基幹とする3個対処部隊(各隊約100名)を編成し、8時間ローテーションにより対応) ※後方支援要員を含む
活動内容	○ 養鶏場内における鶏の殺処分等



【参考1】鳥インフルエンザに係る災害派遣実績(令和2年11月~)

- ① 令和2年11月 5日~ 8日(香川県三豊市) (約31.7万羽)
- ② 令和2年11月 8日~ 9日(香川県東かがわ市) (約 4.6万羽)
- ③ 令和2年11月15日~16日(香川県三豊市) (約 7.7万羽)
- ④ 令和2年11月20日~24日(香川県三豊市) (約80.3万羽)
- ⑤ 令和2年11月22日~23日(香川県三豊市) (約 7.5万羽)
- ⑥ 令和2年11月25日~27日(福岡県宗像市) (約 9.4万羽)

【参考2】今回の鳥インフルエンザに係る災害派遣活動の様子

